

茨木市相談支援事業所開設等補助要綱における運用基準

1 補助対象経費（第3及び別表第1関係）

(1) 相談支援事業所の新規開設補助

補助対象と認めるもの、認めないものの具体例は以下のとおりとする。

	認めるもの	認めないもの
需用費	消耗品費（文房具、紙類や図書など）印刷製本費（チラシの印刷など）	食糧費、月々の光熱水費・燃料費
役務費	収入印紙代、各種保険料（火災保険、賠償責任保険など）、各種手数料（電話・インターネット回線、ホームページの開設など）、広告料（求人広告の掲載など）	月々の電話代・インターネット使用料や切手代などの通信運搬費
委託料	事業所のPRに関することや経営コンサルタント（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等）など	
使用料及び賃借料	リース代（車・原動機付き自転車、コピー機・プリンターなどの事務機器）、物件の賃借費（賃料、共益費、礼金、仲介手数料など）	物件の敷金など（解約時に返金等されるもの）
工事請負費	内装工事 外構工事 電気工事 新築・増築工事（社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となるものを除く）	新築・増築工事（社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となるもの）
備品購入費	机、椅子、プリンター、電話、エアコン、パソコン、事務所に備え付けるキャビネット等の什器類、自動車、原動機付き自転車、電動自転車など	加湿器、空気清浄機、給茶機・コーヒーマーカー、その他事業所開設に必須ではないと考えられるもの

※収支予算書において経費の内訳を明らかにすること。

※補助対象経費について、必要に応じて交付申請時に見積書やカタログ等の提出が必要。

※領収書など支出額が分かる資料を添付すること。

※他の制度による補助金申請を行った経費は対象外とする。

(2) 相談支援事業所の運営補助

補助対象と認めるもの、認めないものの具体例は以下のとおりとする。

	認めるもの	認めないもの
需用費	消耗品費（文房具、紙類や図書など）、印刷製本費（チラシなど）、月々の光熱水費や燃料費	食糧費
役務費	月々の電話代・インターネット使用料、収入印紙代、切手代などの通信運搬費（実際に使用したものに限り）、広告料（求人・利用者募集広告の掲載など）	実際に使用しなかった切手代など
使用料及び賃借料	リース代（車・原動機付き自転車、コピー機・プリンターなどの事務機器）、物件の賃借費（賃料、共益費）、駐車場や高速道路などの施設使用料	職員の福利厚生に係るものなど、事業所運営に必須ではないと考えられるもの
備品購入費	机、椅子、プリンター、電話、エアコン、パソコン、事務所に備え付けるキャビネット等の什器類、自動車、原動機付き自転車、電動自転車など	加湿器、空気清浄機、給茶機・コーヒーマーカーなど、事業所運営に必須ではないと考えられるもの。

※収支予算書において経費の内訳を明らかにすること。

※領収書など支出額が分かる資料を添付すること。

※他の制度による補助金申請を行った経費は対象外とする。

(3) 相談支援事業所で従事する相談支援専門員の人件費補助

補助対象は、給料手当（基本給、時間外手当、扶養手当など）、賞与、法定福利費（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料、子ども・子育て拠出金など）、住宅手当、交通手当、出張手当など

※慶弔見舞金、人間ドック等健康診断補助、新年会等の親睦に係る経費などの福利厚生費は除く。

※他の制度による補助金申請を行った経費は対象外とする。

(4) 同一建物で複数事業を運営する場合の算定方法について

事業所を他の障害福祉サービス事業等を同一建物内で行う場合で、賃料や光熱水費等の複数事業に共通する経費について、別契約とすることが困難または非合理的と認められる場合は、事業面積按分によって補助対象経費を算定する。

按分によって算定しがたい場合は補助対象外経費として扱う。

## 2 変更承認の可否について（第 10 関係）

市長の定める軽微な変更は、交付決定を受けた補助対象経費の配分の範囲内での内訳の変更及び費目間の流用のうち、補助事業の目的に影響を及ぼさないと認められる軽微なものとする。（例えば、通信運搬費の不足に光熱水費からの流用で対応するなど。）

変更申請の可否については、適宜、福祉総合相談課と協議するよう、補助事業者に指導する。